

青島東4号線（下ノ島橋）水管橋実施設計業務委託

一般仕様書

第1章 総則

第1節 基本事項

1.1.1 適用範囲

本仕様書は、魚沼市（以下「甲」という。）が発注する青島東4号線（下ノ島橋）水管橋実施設計業務（以下「業務」という。）委託に適用するものとする。

1.1.2 委託名

青島東4号線（下ノ島橋）水管橋実施設計業務委託

1.1.3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

1.1.4 計画箇所

新潟県魚沼市 青島 地内

1.1.5 業務基準等

業務にあたっては、本仕様書のほか甲の示す設計指針、設計業務委託標準仕様書、その他準拠すべき基準、その他甲の指定する設計指針、設計参考図書・関連法令等に基づき行わなければならない。

第2節 一般事項

1.2.1 法令等の遵守

受注者（以下「乙」という。）は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.2.2 中立性の保持

乙は、常にコンサルタントとして中立性を保持しなければならない。

1.2.3 秘密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、本業務により作成した資料等については、これを無断で使用してはならない。

1.2.4 許可申請

乙は、業務の遂行上法令等で定められた許可申請事項が生じた場合、それに関連する事務を遅滞なく行わなければならない。

1.2.5 提出書類

- 1) 乙は、業務の着手及び完了にあたって、甲の契約書に定めるもののほかに次の書類を提出しなければならない。
 - イ) 着手届
 - ロ) 技術者決定届出書（管理・照査・担当）
 - ハ) 工程表
 - ニ) その他必要な書類
- 2) 乙は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
 - イ) 業務概要 ロ) 実施方針 ハ) 業務工程
 - ニ) 業務組織計画 ホ) 打合せ計画 ヘ) 成果物の品質を確保するための計画
 - ト) 成果物の内容、部数 チ) 使用する主な図書及び基準
 - リ) 連絡体制（緊急時含む） ヌ) 使用する主な機器 ル) その他

1.2.6 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

乙は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに高度な技術を要する部分については、相応の経験を有する技術者を配置しなければならない。

業務を行う管理技術者は、技術士法に規定する上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士又は R C C M（上水道及び工業用水道）でなければならない。

照査技術者においても技術士法に規定する上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士又は R C C M（上水道及び工業用水道）でなければならない。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

1.2.7 業務の指示及び監督

- 1) 乙は、甲が定める監督員と密接な連絡をとり、その指示及び監督をうけなければならない。
- 2) 乙は、本業務の各段階に着手する際、当該段階の基本方針について甲の承諾をうけなければならない。

1.2.8 成果品の検査

- 1) 乙は、業務完了時に甲の成果品検査を受けなければならない。
- 2) 成果品検査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- 3) 業務完了後において、明らかに乙の責に伴う業務の不明箇所及び訂正箇所が発見された場合、乙は速やかに訂正しなければならない。

1.2.9 引き渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に規定した提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。

1.2.10 疑義の処理

乙は、業務遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記されていない事項については、甲と協議し、その指示に従う。

1.2.11 関係機関との協議

他官公庁、組合等との協議、手続きは本委託においてすべて行うものとする。

1.2.12 著作権の取り扱い

本委託の著作権については、納品をもって甲に帰属するものとする。

1.2.13 その他

- 1) 本業務中及び完了後であっても、甲から説明を求められた際は速やかに担当者を派遣し、説明を行わなければならない。
- 2) 参考とした文献や資料については報告書等に明記しなければならない。

特記仕様書

第2章 業務の概要

第1節 業務目的

本業務は、青島地区の水管橋（送水管）が老朽化している事から架け替え工事を行う。
当該工事に伴う施工計画及び詳細設計を行う事を目的とする。

第2節 事業対象施設

事業の対象施設は、別紙図面に示した水管橋（送水管）とする。

第3節 業務内容

1) 設計協議

初回、中間（2回）、最終の計4回を標準とするが、必要時は随時とする。

2) 現地調査

新設水管橋の計画位置及び既設管との接続箇所について現地調査を行う。

3) 水管橋（水道管）詳細設計

基本設計を行っていない事から、構造形式決定を含め詳細設計を行う。

延長は、10.0mとする。なお、既設送水管（φ250mm）との接続配管を含むものとする。

4) 護岸詳細設計

現段階では既設水道管を撤去した後、同じ箇所にも新設水管橋を設置する予定である。

この場合、護岸の一部を取り壊し、復旧することが必要となる。

取り壊し、復旧計画については、河川管理者との協議により決定し、これに基づいて詳細設計を行う。

5) 協議資料作成

関係機関との占用協議資料の作成及び協議への同席を行う。

第4節 提出書類

提出すべき成果品とその部数は以下の通りとする。

- | | |
|-----------------|----|
| ・ 報告書 | 1部 |
| ・ 上記電子データ | 1式 |
| ・ その他甲が必要と認めたもの | 1式 |

第5節 その他

- 1) 乙は、作業着手前に業務全般について甲と十分打合せを行わなければならない。
- 2) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙の双方が協議のうえ決定するものとする。
- 3) 乙は、甲と連絡を密にとり、作業の進捗状態などについて逐次報告を行わなければならない。

第6節 準拠すべき法令等

- ・ 水道法、同法施行令及び同法施行規則

- ・ 地方自治法及び同法施行令並びに同法施行規則
- ・ 地方公営企業法及び同法施行令並びに同法施行規則
- ・ 水道施設設計指針及び水道施設維持管理指針
- ・ 水道施設耐震工法指針
- ・ 水道施設更新指針
- ・ その他関係省令、告示及び通知等、準拠すべき全ての規定